

○警察庁告示第二号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第三条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の区域並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年七月二十四日

警察庁長官 楠 芳伸

平和記念公園

期間		対象特別要人所在施設の所在地
令和八年八月五日から同月六日まで		広島県広島市中区
		大手町一丁目十番及び中島町一番

対象特別要人所在 施設の区域	広島県広島市中 区	大手町一丁目十番及び中島町一番（いずれも次の図面に示す部 分に限る。）
対象特別要人所在 施設に係る対象施 設周辺地域	広島県広島市中 区	榎町、胡町（次の図面に示す部分に限る。）、大手町一丁目から 四丁目まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、加古町、 上八丁堀（次の図面に示す部分に限る。）、紙屋町一丁目及び二 丁目、河原町、小網町、国泰寺町一丁目及び二丁目、小町、堺 町一丁目及び二丁目、新天地及び住吉町（いずれも次の図面に 示す部分に限る。）、立町、寺町（次の図面に示す部分に限る。）、 十日市町一丁目及び二丁目、土橋町、中島町、中町、西十日市 町、猫屋町、八丁堀、広瀬北町（次の図面に示す部分に限る。）、 広瀬町、袋町、富士見町（次の図面に示す部分に限る。）、舟入 中町、舟入本町（次の図面に示す部分に限る。）、舟入町、堀川

	広島県広島市西 区	町（次の図面に示す部分に限る。）、本川町一丁目から三丁目まで、本通並びに三川町及び基町（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 上天満町、観音本町一丁目、観音町、天満町、中広町一丁目及び東観音町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考		
一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び広島県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。		
二 側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の		

少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。